

議案第46号

磐田市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例の制定について

磐田市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙の  
ように制定するものとする。

令和4年6月9日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

磐田市介護保険条例の一部を改正する条例（令和２年磐田市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和３年度分」を「令和４年度分」に、「令和４年３月３１日」を「令和５年３月３１日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市介護保険条例の一部を改正する条例（令和2年磐田市条例第32号）新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （経過措置）</p> <p>2 改正後の附則第8条の規定は、令和元年度分から令和3年度分までの保険料（令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来するものに限る。）について適用する。</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （経過措置）</p> <p>2 改正後の附則第8条の規定は、令和元年度分から令和4年度分までの保険料（令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来するものに限る。）について適用する。</p>